

学校における業務改善アクションプラン

教職員課

業務改善アクションプラン

文部科学省は、平成31年1月、学校における勤務時間管理に関して「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定するとともに、中央教育審議会は、同月、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申を行いました。

県教育委員会では、こうした国の動向や本県の業務改善方針に基づく検討結果などを踏まえ、学校における働き方改革の一環として、「教師の勤務時間の上限に関する指針」を策定するとともに、学校に在籍している時間の短縮や効率的・効果的な業務の推進など長時間勤務の削減方策として、本県の実情に即した数値目標を設定し、中長期的な具体的な取組を「学校における業務改善アクションプラン」として取りまとめました。

今後、上限指針及び本プランに基づき、市町村教育委員会やPTA連合会などの関係団体とも連携しながら、全ての教育関係者で学校における業務改善を推進します。



【概要版】

業務改善アクションプランの目的及び目標

目的

学校における働き方改革を通じた教育の質の維持・向上

目標

- 正規の勤務時間を超える勤務は月45時間以内
- 教職員の80%以上が「業務改善が進んでいる」と実感

学校における業務改善は、業務の総量を削減し、教師が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことがないようにするとともに、自らの教職としての専門性を高め、より分かりやすい授業を展開するなど教育活動を充実することにより、これまでの教育の質を維持・向上することを目的として業務改善を推進します。

取組を進めるに当たって

本プランでは、令和元年度から令和3年度までの計画期間において、長時間勤務の削減方策を実施していくこととされていますが、実効性のある取組とするためには、保護者・PTAや地域の理解と協力を得た上で、学校における働き方改革を社会全体の共通の課題として認識することが大切です。さらに、学校における働き方改革は、なぜ、今、改革を進めなければならないかを、全ての教育関係者が共有するとともに、教師一人一人が常日頃から自らの職務を見つめ直し、限られた時間の中で子供たちに真に必要な総合的な指導を持続的に実施できるように努めることが肝要です。

学校における業務改善を通して、本県の学校教育が更に充実するとともに、学校で働く教職員一人一人が、意欲と能力を最大限に発揮し、働きがいをもって教育活動を展開できる勤務環境が実現されるよう、本プランに基づく取組を進めてまいります。

業務改善アクションプランの全体版

全体版は本県のホームページから御覧いただくことができます。

<https://www.pref.kagoshima.jp/ba03/actionplan.html>

